

令和8年9月

お客さま各位

芝信用金庫

「個人インターネットバンキングサービス解約のご連絡」についての追記

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では個人インターネットバンキング（以下、本サービス）による不正送金被害の未然防止対応等のため、下記のお客さまについて利用規定に基づき、本サービスを解約させていただくこととなりました。

対象のお客さまにおかれましてはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 本サービスの解約対象のお客さま

令和5年7月31日（月）以前にご契約いただき、3年以上ログインされていないお客さま

2. 本サービスの解約日

令和8年9月16日（水）（実施済み）※令和8年8月17日にご案内済みです。

令和8年9月29日（火）

3. 本サービスにおける解約事由

「しんきん個人インターネットバンキング利用規定」第18条3項（7）に基づき解約させていただきます。

【利用規定の内容】（抜粋）

第18条 解約等

～ 途中省略 ～

3. サービスの強制解約

お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

～ 途中省略 ～

（7）1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。

4. 本サービスのご利用について

本サービスを再度ご利用される場合は、改めてお取引店または芝信用金庫アプリでお申込くださいますようお願い申し上げます。

以 上